

## 次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく行動計画

男女ともに全職員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年12月1日～令和8年11月30日までの5年間

2. 内容

目標1：管理職に占める女性割合を20%以上にする。

<対策>

- 令和3年12月～ アンケート調査等を実施。
- 令和4年4月～ アンケート結果の分析、検討。
- 令和5年4月～ 次期管理職層へのキャリアアップ研修を実施。

目標2：男性職員の育児休業取得、「パパ・ママ育休プラス」の制度を促進するための周知を図る。(継続)

<対策>

- 令和3年12月～ 制度に関するパンフレット等を職員に配布し周知。
- 令和4年4月～ 相談対応の体制整備と利用しやすい職場環境整備。

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間13日以上とする。

<対策>

- 令和3年12月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 令和4年4月～ 各部署において協議し、年5日の年次有給休暇の早期取得計画。
- 令和4年4月～ 有給休暇を取得しやすい職場環境整備。